

保険料軽減見直しなど、政府の医療制度改革にあたり、いのちと健康と生活を守るために後期高齢者医療制度の充実を求める請願書

紹介議員

上 けんじ

【請願の趣旨】

- 1) 国に対して、超高齢社会と言われるなかで、国が公的責任を果たすべく、必要な財源を確保し、保険料軽減や高齢者の健康づくりなどへの財政支援を強化するよう要請していただくこと。
- 2) 京都府に対して医療資源偏在を解消する取り組み強化のために地域の実情を十分考慮した支援を実施されることを強く要請していただくこと。
- 3) 国及び京都府に対して今回の保険料軽減見直しなどの政府の医療制度改革に関して、後期高齢者のいのちと健康と生活を守る立場から、被保険者負担の軽減が可能となる財政支援など、制度の充実を強く働きかけること。

【請願の理由】

今回厚生労働省は、所得の低い人などを対象にした保険料軽減の特例措置を平成28年度から段階的に廃止する方針を明らかにしました。特例廃止の対象者は約865万人に達し後期高齢者医療制度加入者の半分に及ぶ事が明らかになりました。消費税の8%増税・日用品などの度重なる値上げによる物価の上昇は、年金の切り下げとあいまって後期高齢者を取り巻く環境を大変厳しいものとしています。さらに所得の低い後期高齢者の負担増を強いる今回の保険料軽減特例廃止は保険料の滞納や経済的な理由で必要な医療を受けることを抑えてしまう可能性があり、いのちと暮らしを脅かしかねません。

さらに今までの不均一保険料を廃し、均一化することにより、医療過疎と呼ばれる地域では、医療提供にかかる環境は何ら整備されないまま、保険料だけが理由もなく引き上げられ、このことも高齢者の生活を圧迫させる一因となっています。後期高齢者医療制度の保険料は、被保険者全員が受給した医療サービスの総量が、そのまま保険料に反映する仕組みになっています。つまり保険料均一化の条件は、京都府内のどこの地域に居住していても、平等に医療サービスが受給できるようにすることです。しかし京都府は、医療資源は京都・乙訓医療圏に集中しており、他の二次医療圏の多くは、全国平均にも満たないのが現実です。医師不足地域では、医療機関自体も不足しており、必要な診療科医師が不在であることも問題になっています。

超高齢社会といわれるなかで、国が医療に対する公的責任を果たすことが必要です。必要な財源を確保し、必要な医療体制を整備するために京都府や市町村への支援を強化すること、後期高齢者のいのちと健康と生活を守るために、後期高齢者医療制度の充実させることが国に求められると考えます。

2015年1月30日

京都府後期高齢者医療広域連合議会 議長 富 きくお 様

請願人：京都社会保障推進協議会 議長 渡辺 賢治
請願人住所：京都市中京区壬生仙念町30-2
ラボール京都6階 京都医労連内
電話：075-801-2526 ファクシミリ：075-811-6170